

# 公共職業訓練について

国及び都道府県は、その責務として

- ・職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施
- ・事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施に努めなければならない(職業能力開発促進法第4条2項)こととされており、当該規定を受けて離職者、在職者及び学卒者に対する公共職業訓練を実施している。

## 離職者訓練

- 国は、雇用のセーフティネットとして離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための必要最低限の職業訓練を実施。
- これに加え、都道府県は地域の実情に対応するために、必要な訓練を実施。

【対象】 ハローワークの求職者(無料)

【訓練期間】 概ね3月～6月

【機構の主な訓練コース例】

- ・施設内訓練  
民間には実施できないものづくり系を中心に実施。(CAD/CAM科、テクニカルメタルワーク科、電気設備科 等)

### ・委託訓練

民間にできるものにおいては、専修学校、NPO等多様な民間教育訓練機関へ委託して実施。(OA事務コース、経理事務コース 等)

## 在職者訓練

- 国は、ものづくり分野を中心に真に高度なもののみに限定して職業訓練を実施。
- 都道府県は、地域の人材ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた職業訓練を実施。

【対象】 在職労働者

【訓練期間】 概ね2日～3日

【機構の主な訓練コース例】

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。  
(TIG溶接コース、フライス盤・NC旋盤実践技術コース、油圧制御技術コース 等)

【受講料】

1万5千円(機構の場合の平均受講料)

## 学卒者訓練

- 国は、職業に必要な高度な技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施。
- 都道府県は、職業に必要な基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施。

【対象】 高等学校卒業者等

【訓練期間】 1年又は2年

【機構の主な訓練コース例】

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。  
(機械加工科、電子技術科、情報技術科、生産機械システム科 等)

【受講料】

年間39万円(機構の場合)